

ご利用ください!



転入者住宅取得補助制度 住宅リフォーム助成制度 のご紹介

くわしくは 建築住宅課 ☎21-5197

転入者住宅取得補助制度

比較的若い方を日光市に呼び込み市内の活力を高めることを目的として、住宅購入費の一部を補助します。

補助対象者(次の全てを満たす方)

- ① 平成26年4月1日現在45歳以下で、市内に住宅を新築または購入し、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに市内に転入した。
- ② 転入日から起算して過去2年間、市内に住居登録が無い。
- ③ 転入後5年以上住み続ける。

※その他の要件がありますので、詳しくはお問合せください

補助金額

基本額：30万円

※市内業者の施工で住宅を新築などした場合：20万円加算／高齢者の孤立防止に該当する場合：10万円加算

補助期間

平成28年3月31日まで

住宅リフォーム助成制度

市民の皆さんが市内の業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う場合、経費の一部を助成します。

今年度からは、空き家バンク登録利用者で売買・賃貸借契約をされた方も、助成対象者として制度を利用できるようにしました。

また、助成金額については、3世代同居世帯または、75歳以上高齢者との同居世帯の助成上限額を15万円から20万円に引き上げます。

助成対象者

市内に居住し、所有する住宅(親または子が所有し自らが居住する住宅を含む)または、空き家バンク登録住宅のリフォーム工事を行う方で、市税などを滞納していない方

※過去に助成を受けた方・住宅は対象外

※未契約の空き家バンク登録者は対象外

助成対象住宅

市内にあって現に居住し

補助金額

実質家賃額(勤務先などからの住居手当を引いた額で、公益金などを除いた額)の2分の1以内

※上限は月額2万円

補助期間

最長36カ月間

補助対象住宅

①市営住宅、県営住宅、公団住宅などの公的住宅以外のもの。

②サービス付き高齢者向け住宅以外のもの。

③社宅や官舎、寮などの事業主などから貸与を受けた住宅(給与住宅)以外のもの。

④借主(契約者)が会社名義の住宅以外のもの。

⑤親族が所有し、かつ居住する住宅以外のもの。

※申請方法などは決定次第市ホームページに掲載します。詳しくは、まちづくり推進課へお問い合わせください。

助成対象工事

市に登録した市内業者が行うリフォーム工事で、工事費が10万円以上消費税を含むの工事(対象工事については、下表の例をご覧ください)

助成金額

工事費の10%以内(千円未満は切り捨て)かつ上限15万円

※3世代同居世帯住宅または75歳以上の高齢者が同居する世帯については上限20万円

助成件数

予算額に達した時点で締め切ります。

助成期間

平成29年3月31日まで

※工事完了の報告が3月末日までに可能なものに限る

表：住宅リフォーム助成対象内外工事(例)

対象となる例	対象とならない例
○基礎、構造(土台、柱、小屋組など)の補強 ※昭和56年6月以降に建築しており、木造住宅耐震診断等経費補助の対象外となるものなど	○交付決定前に工事に着手しているもの
○瓦屋根を金属板にふき替える工事(屋根の軽量化)	○新築工事
○和式トイレから洋式トイレへ取り替える工事	○車庫、物置、倉庫などの工事
○居室や廊下などへの手すり設置、通路の段差解消	○門扉、ブロック塀などの外構工事
	○他の市の補助(木造住宅耐震診断等経費補助、太陽光発電システム設置費補助金)を受けて行う工事

※ここに示す事例は一例ですので、詳しくはご相談ください

new!



中心市街地若年夫婦・子育て世帯家賃補助制度 が始まります

くわしくは まちづくり推進課 ☎30-1176

市は、中心市街地内の民間賃貸住宅に4月1日以降に転入や転居をした、夫、妻ともに45歳以下の夫婦(以下、若年夫婦)と子育て世帯に家賃の補助をする制度を開始します。

対象エリア

中心市街地(日光市中心市街地活性化基本計画に定める70・1ヘクタールの区域。下図のとおり)

補助要件(次の全てを満たす方)

- ① 中心市街地内の民間賃貸住宅に住所を定めた日が平成27年4月1日以降の世帯。
- ② 若年夫婦。または、18歳以下の子を税法上扶養し、同居している世帯。
- ③ 民間賃貸住宅所在地に住所を定めた日から、3カ月を経過していない。
- ④ 賃貸借契約の名義が、若年夫婦の場合は夫婦のいずれかであり、子育て世帯の場合には18歳以下の子どもが同居している。
- ⑤ 申請する年度の3月31日時点の年齢。
- ⑥ 民間賃貸住宅所在地に住所を定めた日から、3カ月を経過していない。
- ⑦ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。
- ⑧ 生活保護を受けていない。
- ⑨ 居住地の自治会に加入する。
- ⑩ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。
- ⑪ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。
- ⑫ 生活保護を受けていない。
- ⑬ 居住地の自治会に加入する。
- ⑭ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。
- ⑮ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。
- ⑯ 生活保護を受けていない。
- ⑰ 居住地の自治会に加入する。
- ⑱ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。
- ⑲ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。
- ⑳ 生活保護を受けていない。
- ㉑ 居住地の自治会に加入する。
- ㉒ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。
- ㉓ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。
- ㉔ 生活保護を受けていない。
- ㉕ 居住地の自治会に加入する。

帯の場合は18歳以下の子どもと同居する親である。

⑤ 住所を定めた日以前1年以内に、同居するいずれの方も中心市街地に居住していない。ただし、新婚世帯(申請日時点で、婚姻届出を受理されてから1年以内の世帯)の場合は、夫婦のいずれかが住所を定めた日以前1年以内に中心市街地に居住していない。

⑥ 同居者全員の前年の所得月額の合計が28万円以下である。

⑦ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。

⑧ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。

⑨ 生活保護を受けていない。

⑩ 居住地の自治会に加入する。

⑪ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。

⑫ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。

⑬ 生活保護を受けていない。

⑭ 居住地の自治会に加入する。

⑮ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。

⑯ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。

⑰ 生活保護を受けていない。

⑱ 居住地の自治会に加入する。

⑲ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。

⑳ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。

㉑ 生活保護を受けていない。

㉒ 居住地の自治会に加入する。

㉓ 同居者全員が中心市街地の区域内に居住用の住宅を所有していない。

㉔ 同居者全員が市税の滞納金および下水道使用料の未納がない。

㉕ 生活保護を受けていない。

㉖ 居住地の自治会に加入する。

